

# 17 休憩設備

## 《基本的考え方》

高齢者、障害者をはじめだれもが円滑に利用できる休憩設備が必要となります。

### 休憩設備

【凡例】 パリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準  
福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	パリアフリー法令 及び 埼玉県パリアフリー条例
対象	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物（共同住宅、寄宿舍、自動車車庫又は公衆便所を除く。）	-
設備	高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休憩設備を設けること。	-
案内表示	休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。	-

## 《解説》

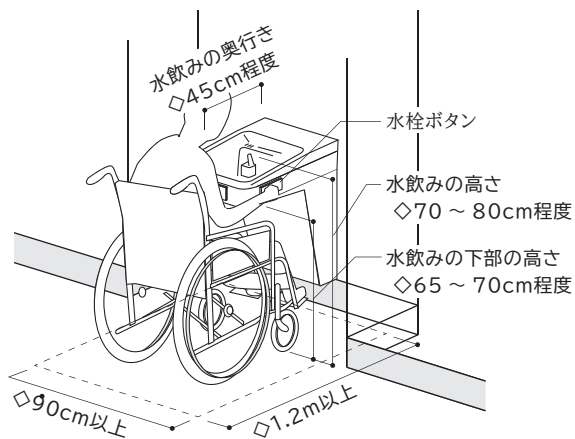
【設備】ベンチ等を設ける場合は、利用者の円滑な通行を妨げないようにし、同伴者を配慮して、便所付近には待ち合い用のベンチを設ける。また、水飲み器等を設ける場合は、車椅子使用者が接近できるスペースを確保するとともに、水飲み器の下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保するなどの対応をする。

【案内表示】利用者が、容易に認識できるよう、わかりやすい位置に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をする。

## 《廊下に設けた休憩設備》



## 《水飲み器の設置例》



## 《便所付近の待合いベンチの例》

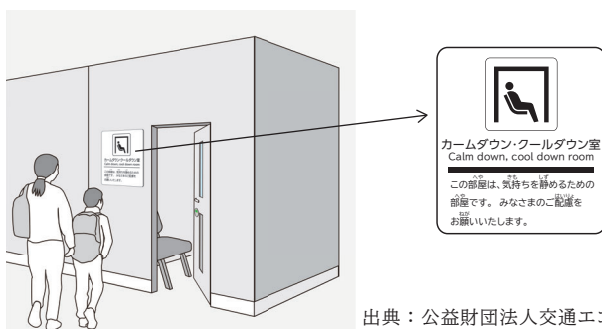
知的障害者、発達障害者、認知症高齢者等との同伴時に非常に有効である。



イオンモール与野店

## 《カームダウン・クールダウン室》

劇場、競技場など大規模施設においては、知的障害者、発達障害者等のパニックを予防したり、気持ちを落ち着かせることのできるスペースを設ける。



出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ  
<http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/calmdown-cooldown/>